

産総研提案 JIS 第 1 号制定

JIS A 0204「地質図—記号、色、模様、用語及び凡例表示」

地質調査総合センター・成果普及部門工業標準部

このたび、日本工業標準調査会の調査審議を経て、経済産業大臣により、平成 14 年 7 月 20 日付けで、JIS A 0204「地質図—記号、色、模様、用語及び凡例表示」が制定され、7 月 22 日の官報 No. 3408 で公示された。この JIS は、通産大臣により公表されていた TR A0008「地質図に用いる用語、記号、模様、色及び凡例の表示に関する基準」（通産省広報 No. 14667）が元になっている（AIST Today Vol. 1, No. 9, p. 29 参照）。産総研の研究成果等に基づいて制定された JIS の第 1 号であり、地質学関連分野では JIS M 0101「鉱山記号」及び JIS M 0102「鉱山用語」に次ぐ三つ目の JIS である。

地質図とは、表層を覆う土壌及び草木以外の地殻表面の岩石（未固結の碎屑物も含む）を、その種類又は岩相（堆積相、変成相、変形相なども含む）と時代とで区別し、それらの分布、構造、累重関係などを示した図である。図を構成する要素は、点や線、面であり、それらによって構成された図形を色や模様、文字で修飾することによって図が完成する。模様や文字も、点や線、面で構成する図形の一つである。絵を描く

ときは、製作意図に従って様々な表現をとることができる。しかし、地質図のように、ある一定の幾何学的ルールに従って表現される図では、その表現するところが誰にでも読みとれるようになっていなければならない。

明治以降、国内の地質図の大半は産業技術総合研究所地質調査総合センター（旧：地質調査所）が一定の表現方法に従って提供しており、従って、地質図の表現方法は少なくとも国内では統一されていてもよさそうであるが、実際はそうではない。その理由のひとつに、構成する岩石が多様で、その複雑な分布を分かり易く示すために様々な表現方法が提案されてきたことが挙げられる。新たな表現方法は新たな研究の進展に根ざしていることが多く、従って、研究の流儀や分野によって表現方法が異なることを否定しない風潮が今でも根強く残っている。JIS 制定の背景の一つに、このような事情がある。加えて、近年、空間情報が日常的にコンピュータ上で処理され、Web 上で流通する環境が整ってきたために、あらためて、地質図に関連した規格の必要性が認識され始

めている。特に、現在、政府が進めている国土空間情報提供の枠組みの中で地質図を提供することが求められていることから、その表現の規格化は緊急の課題となっている。

今後、この JIS A 0204 に基づいて地質図が作成されるようになると、データの互換性が確保され、情報化社会に即した地質図の作成・利用が効果的に行えるようになり、国土の高度利用、環境保全、災害防止対策等の事業促進に貢献することが期待できる。規定の中には、例えば、私たちになじみのある「温泉」や、阪神淡路大地震以来、大きな関心を持たれている「活断層」、「化石」や「鉱物」の産地など身近なものも沢山ある。地形図の場合と同様、表現方法が一定であれば、利用範囲は一層広がるはずである。そのためには、この JIS をコンピュータ上で利用するための地質コード作成に生かし、さらに、国際規格に反映させることも重要である。すでに、産業技術総合研究所地質調査総合センターでは、今後発行する主題図以外の地質図について、JIS A 0204 を適用することを決めている。また、国土交通省でも、同省が進める電子納品に当たっての地質調査資料整理要領の中で、この JIS を参考規定とすることを決めている。

JIS A 0204 の内容は、日本工業標準調査会のホームページ (<http://www.jisc.go.jp>) で見ることができる。また、JIS 規格票として一冊の本にまとめられており、日本規格協会で購入できる。その規格票には、JIS 適用の参考として、原案作成ワーキンググループによる解説もついている。

● JIS 制定までの経緯

平成 13 年	
10 月 1 日	地質図 JIS 原案作成委員会設置（産総研）
12 月 7 日	地質図 JIS 原案作成委員会において審議開始
平成 14 年	
1 月 31 日	パブリックコメント募集終了（産総研）
2 月 22 日	地質図 JIS 原案作成委員会審議終了
3 月 6 日	工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、産総研理事長から経済産業大臣に対し、工業標準の制定に係る申出書提出
5 月 10 日	日本工業標準調査会標準部会土木技術専門委員会審議（経済産業大臣の諮問機関）
7 月 15 日	事前意図公告（パブリックコメント募集）終了（経済省）
7 月 20 日	経済産業大臣によって制定（7/22 官報公示）